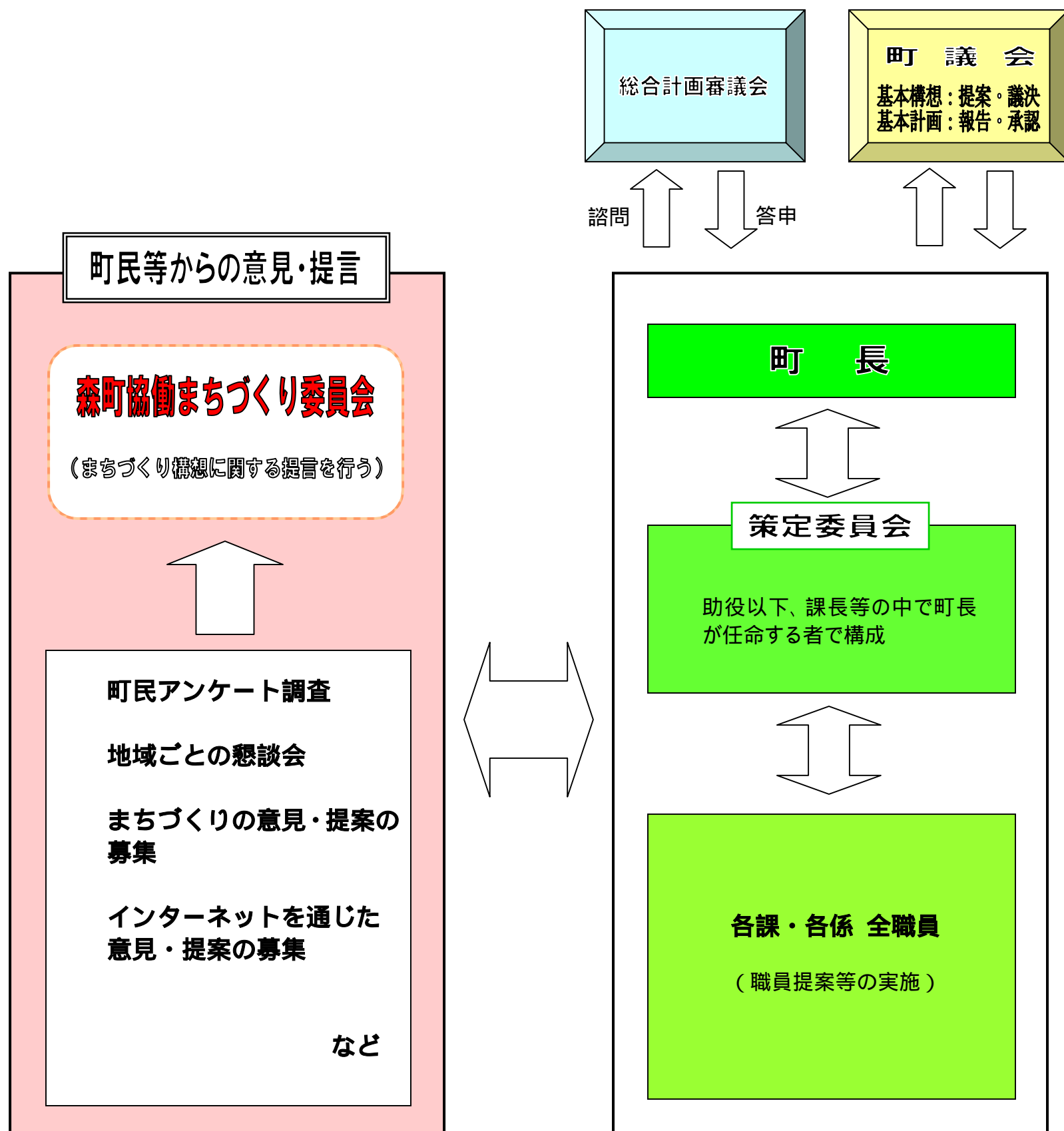


第8次森町総合計画策定体制について

総合計画とは、行政運営の長期的指針であり、各地方自治体単位の将来像やまちづくりの理念等を示すとともに、各行政分野の施策等について、体系化したものである。

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定められている。



<各策定組織について>

総合計画審議会：議会代表、町民代表、学識経験者等の22名以内で構成。大所高所からの助言を期待する諮問機関の位置づけ

森町協働まちづくり委員会：町民代表等の20名以内で構成

総合計画策定委員会：助役、教育長、各課長等で構成。庁内の協議機関